

前回の議論のまとめ

令和4年1月28日に開催した第38回生活衛生適正化分科会において、以下の事項について了承されている。

- 飲食店営業関係等の振興指針については、引き続き、現在の3つの指針（※）の体系を維持。
(※) 飲食店営業（一般飲食業、中華料理業、料理業及び社交業）及び喫茶店営業の振興指針（平成29年3月9日厚生労働省告示第68号）（以下「飲食及び喫茶店指針」という。）、飲食店営業（すし店）の振興指針（平成31年3月7日厚生労働省告示第60号）（以下「すし店指針」という。）、飲食店営業（めん類）の振興指針（令和2年3月5日厚生労働省告示第54号）（以下「めん類指針」という。）の3つの指針。
- 3つの指針のいずれかに記載がある事項については、原則的に別の指針に盛り込む。
(※) 例えば、「第五 営業の振興に際し配慮すべき事項」のうち、「八 働き方・休み方改革に向けた対応」について、すし店指針及びめん類指針に記載があるため、飲食及び喫茶店指針にも追記するなどの改訂を実施。
- 3つの指針で表現が異なるものについて、原則的にめん類指針にあわせる。
(※) 3つの指針で直近の改正（令和2年3月）であるめん類指針に平仄をあわせるが、一部、より内容が充実している箇所などは、飲食及び喫茶店指針やすし店指針による記載を反映。
- 3つの指針以外の指針に記載された事項について、反映可能なものは反映する。
(※) 令和3年3月に改訂された食鳥肉販売業の振興指針などにおいて、「第五 営業の振興に際し配慮すべき事項」にSDGsに関する記載を追加しているため、3つの指針にも追記するなどの改訂を実施。



- 上記を踏まえ、3つの指針について、事務局案として資料2、資料4、資料6を作成

今回御審議いただきたい事項

- (1) 資料2、資料4、資料6の事務局案についての御意見
- (2) 本日の業界からの現状の報告を踏まえ、振興指針に反映すべき内容
- (3) 生活衛生関係営業者の課題、今後積極的に進めていくべき取組等で、振興指針に反映すべき内容